

放送コンテンツの制作・流通の促進に関するWG(第8回)  
議事要旨

1 日時

令和5年8月9日(木) 13:00～14:48

2 場所

ウェブ会議

3 出席者

(1) 構成員

山本主査、内山主査代理、荒井構成員、大谷構成員、落合構成員、音構成員、長田構成員、西田構成員、長谷川構成員、林構成員、  
(欠席:鳥海主査代理、有賀構成員、福井構成員)

(2) オブザーバ

日本放送協会、一般社団法人日本民間放送連盟、株式会社TBSテレビ、株式会社テレビ朝日、株式会社テレビ東京、日本テレビ放送網株式会社、株式会社フジテレビジョン、株式会社 TVer、一般社団法人大手家電流通協会、一般社団法人電子情報技術産業協会(JEITA)テレビネットワーク事業委員会、一般社団法人 IPTVフォーラム、一般社団法人放送サービス高度化推進協会(A-PAB)、ヤフー株式会社、一般社団法人全日本テレビ番組製作社連盟(ATP)、一般社団法人全国地域映像団体協議会、一般社団法人日本動画協会

(3) 総務省

山崎大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、飯村同局情報通信作品振興課長、向井同局情報通信作品振興課放送コンテンツ海外流通推進室長

4 議事要旨

(1) 開会

(2) 取りまとめ骨子(案)

資料8-1に基づき、事務局より説明。

(3) 意見交換

(1)コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方

【落合構成員】

これまでの議論を取りまとめていただいたと認識しており、事務局に感謝している。その上で、コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成の中には、ノウハウの共有も含まれると考えられる。NHK との協力に関する「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」が立ち上がり、インフラだけではなくノウハウ共有についても議論が及んでいる。民放の中での協力もあるが、NHK も含めて、ノウハウの共有や権利処理の円滑化ができるように情報交換をすることが重要だと考える。

【山本主査】

事務局に質問だが、取りまとめでは構成員の発言も付記される形で整理されるのか。

【事務局】

そのような方針を検討している。

【内山主査代理】

落合構成員が発言されたように、「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」では NHK とローカル局、制作会社、ケーブルテレビなどの連携に関する検討が行われている。検討の目的の1つとして、ローカル局もしくは制作会社の制作能力を上げることが含まれている。今後さらなるインターネット配信や、視聴者のインターネットシフトが想定される中で、電波リニア以外にインターネットを意識した検討を進めなければならないのはキー局だけではなく、ローカル局も同様のことだと考えられる。その際にオンデマンド型のコンテンツをたくさん持つておかなければ辛くなるだろう。コンテンツのストック、つまりアーカイブを蓄えていく必要がある。ただし、コンテンツの量をただ増やせば良いというわけではなく、プロの矜持を見せていただけるコンテンツであってほしい。配信を行う上では技術的な交流も含めて連携するとよいのではないか。

【山本主査】

内山主査代理の発言に賛同する。ローカル局と意見交換する中で、アテンションエコノミーやエコーチェンバーという言葉が、現場レベルでは聞いたことがないという方にもお会いした。このような課題感を共有しなければ、放送の意義及びプロの矜持を忘れた制作になってしまうことが懸念される。放送とは何かを踏まえた上での制作を

行うためには、人材だけではなく、こうした課題感の共有もすべきであろう。

#### 【音構成員】

人材に関して、昨今 NHK との協業の話題が多く、それに水を差すつもりはないが、例えばケーブル業界では NHK 研修センターで研修を行うことが多いと認識しており、その結果、ケーブルテレビのアワード等で確認すると、フォーマットが NHK と近しくなっている。NHK と協業して人材育成を行うことは極めて重要であるが、地域ごとの独自の研修等も含めて、複数の場で展開をしていくことがコンテンツの観点から重要になっていくであろう。その際に意識すべきは、制作会社における研修の機会が多くないことであり、協業の場をうまく支援、展開することが日本のコンテンツ制作に資する取組になると考えている。

加えて、放送コンテンツの制作者の倫理的な部分を教育する場を用意することも重要だと考える。

ローカル局における人材の確保については、既に民放連が牽引して行っているが、ローカル局の経営課題に関する検討会に参加した際、特にデジタル及び権利処理に強い人材の確保が課題として挙がっていた。そういったことに関する教育の場の共有を支援していくことも重要なのではないかと考えており、それが海外展開にも繋がっていくと理解している。

#### 【大谷構成員】

事務局整理の通りだと認識しており、これまでの議論は課題に沿って進んできた。そうであれば、現在の記載は制作と流通がまとめて記載されているが、制作で必要なノウハウと流通で必要なノウハウは異なり、それぞれのノウハウがどこに蓄積されているのかを把握することが重要なのではないかと考える。他方、流通を意識せずに制作をすることはしないのではないかと。流通のノウハウを学んだ上で、望まれる制作の手段についてのノウハウにフィードバックされる好循環が生まれることが必要ではないか。

その観点で言えば、①放送コンテンツの制作流通に関わる人材の確保・育成方策としてどのような方策が考え得るか、について個別の解決策の議論はなされていなかったように思える。例えば、放送の制作業界を目指すクリエイター等の教育機関どのようになっているのか、制作の実務やその先の流通についてどのような教育が行われているか、ファクトを理解せずに話をしてきたところがある。加えて、制作の現場にデジタル化の課題があると言いつつも、研修や共同での勉強会を単発でやり続けるのが解決策になり得るのかと考えた際、現場の体制、年齢層、技術の内容に関する実態の把握も不十分だと考えられる。そういった内容を踏まえて個別の解決策を検討することも必要だったのではないかと感じている。

### 【山本主査】

資料5ページの「②放送コンテンツの制作取引の一層の適正化に向けてどのような方策が考え得るか」では、「実態調査を徹底し、」との文言があるが、大谷構成員のご指摘を踏まえると①でも実態調査は引き続き必要となると考えられる。もう少し粒度を細かくして各課題感を把握しなければ、有用な解決策を検討することは難しいということを理解した。

### 【事務局】

(1)について、落合構成員からはノウハウの共有は民放だけでなくNHKも含めてということ、内山主査代理からはオンデマンドコンテンツを増やす必要性、技術的交流を含めた連携の必要性についてご指摘があった。共同制作支援をするに当たっての留意点ということで、ご意見を踏まえてとりまとめの中で記載を検討する。山本主査からも課題感の共有が重要というご指摘があったので、記載を検討したい。音構成員からは、制作会社の方々向けの研修の必要性についてのご意見、共同でコンテンツを制作する場を引き続き提供・支援していくこと、製作取引に当たって倫理的な部分の教育も含めてご指摘をいただいた。大谷構成員からは、もう少し課題の粒度を、制作の実態部分をファクトベースでの検討の必要性についてのご意見があったが、記載を検討したい。

### 【林構成員】

資料5ページの「②放送コンテンツの制作取引の一層の適正化に向けてどのような方策が考え得るか」について発言したい。放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドラインの改訂が挙げられており、こちらについてはぜひ前向きな検討をお願いしたい。具体的な改訂点だが、課題として3点考えられる。

1つ目は書面交付の推進であり、下請法の対象となっていない取引であっても3条書面と同様の書面の交付が望ましいと考えている。この点、ガイドラインでは現場のワークフローを妨げるおそれがあるという反対論が強いこともあり、少なくとも契約が成立したこと及び内容に関する客観的な記録を残すことを推奨するという書き振りに留まっている。しかしながらガイドラインでは、下請法の対象になっていない取引について書面の交付を推奨することは、取引当事者間の認識の乖離を縮めることにもつながりうるとしているため、この点検討いただきたい。

2つ目は放送番組の製作委託であり、通常放送事業者から制作会社へ製作委託をする際、完全製作委託型番組については制作会社に著作権が帰属するとされており、ガイドラインでも重要な点であるが、これを免れるために、放送事業者が制作会社へ委託ではなく、派遣社員、すなわちフリーランスと直接契約するといった一種の偽装請負のようなことが行われることがないように、規制の潜脱に目を光らせていただ

きたい。

3つ目はガイドラインの直接の射程ではないが、権利処理について、資料 75 ページにも関係するが、一部の放送コンテンツでは、本来実演家が受け取るべき報酬が支払われていないという指摘がある。これはハリウッドのストライキ問題にもつながる話。製作会社が制作する放送コンテンツについては、商慣習上、いわゆるワンチャンス主義があり、実演の対価は製作段階で支払われ、1回限りで権利が消滅するとされていることによるもの。製作会社が制作する放送コンテンツはオールライツと称し、出演契約において二次利用に関するすべての権利について対価を支払わず、買い取るという事例が一部存在したという話を聞いた。こういったことが確認されるのであれば改善を求めたい。実態調査次第なので、実態調査の徹底をお願いしたい。

#### 【山本主査】

ガイドラインの改訂については、実態調査を踏まえた突き詰めた検討が必要。また、製作現場における働き方改革については、社会規範の変遷を受けてガイドラインを考え直していくことが必要ではないか。

#### 【事務局】

ガイドラインの改訂の必要性の観点として3点挙げていただいたが、実態調査や「放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議」の場を活用しながら改定に向けて検討を進めていきたい。

#### 【内山主査代理】

人材不足は放送業界だけの課題ではなく、他産業も含めて人材を取り合っているため、放送業界がどのように魅力を伝えるかが重要であり、若年層でのイメージ向上だけでなく、他産業の機械化、AI化の取組事例を参照しても良いであろう。例えば、字幕を付けることはAIが実施できるようになっており、一般的にも普及しており、Amazon や YouTube も導入している。ただ誤字脱字、誤変換が多いことから、放送事業者は導入しておらず、人手をかけてコストがかかっていることも現実問題である。かかる時間、かかる人的コスト、クオリティのバランスに鑑み、どこかで判断が必要になるであろう。留意すべき点として今後 AI 技術は向上していくので、イノベーションのジレンマを起こす危険性がある。それに向けた準備として、途中過程でもデジタル技術の導入を検討しなければ人手不足の課題に対応することはできないであろう。

(2) 放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅了の世界への発信を促進する方策の在り方

#### 【内山主査代理】

海外展開ということで海外に目が行きがちだが、そこに到達できていない事業者も多く、まずは放送エリア範囲外への国内展開を目指すべきだと考える。その主体はローカル局、ケーブルテレビ、地域の制作会社といったところだが、何を発信するかという地域情報が主なので、彼らはキープレイヤーではあるが、彼らだけではなんとかできるという話でもない。誰が主導権を持つかは置いておいても、プロデュース能力としての巻き込む力がないと先には進まない。いきなり海外と考えなくてよいので、まずは国内発信の充実化も含めていろいろな組み合わせを考え、魅力的なストーリーテリングができる必要がある。純粹に順列組み合わせの問題で、いつも同じメンバーでやっても新しい発想は生まれないので、異業種交流的にいろいろな組み合わせを試していく、促進していくことがありうる。

#### 【山本主査】

内山主査代理のご指摘は(1) コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方にも言えるであろう。ご発言に合った色々な組み合わせについて、具体的にどのような組み合わせが考えられるのか。

#### 【内山主査代理】

これまでの慣習として、系列局内や地域内での連携が多かったが、エリア外や海外の事業者を含めた新規の関わりを含めた連携がクリエイティブを生むのではないかと考えている。

#### (3) インターネット配信を促進する方策の在り方

#### 【落合構成員】

プロミネンスに関する議論を行ったが、直近の公共放送ワーキンググループ等で新聞社も入り議論を行っており、放送の視点としては、情報空間を考える上で二元体制の維持は重要だと考えるが、多元性を考えていくということで、民放も、活字メディアも含めて考える余地は、今後プロミネンスを考えていく上では重要。

プラットフォームの在り方について、TVerも重要だと考えるが、NHKプラスやローカル局がどのようにプラットフォームを活用していくかという議論も別の場で行っている。NHKとの協力の可能性について、うまく双方が使いやすい形でプラットフォーム間の調整が促進できるとよいのではないか。

#### 【福井構成員(事務局より代読)】

今回の中心的な議題ではないが、第5回で林構成員から過去のコンテンツ資産の有効活用について、大谷構成員からアーカイブ推進について言及があったことに、改めて賛同する。

例えばフランスの世界最大級の放送番組アーカイブである INA(国立視聴覚機関)では、過去の放送番組 2,580 万時間分を保存し、その大半を研究目的であれば視聴可能としており、更に権利者団体との包括契約によって、クリップ映像の利用などを外部にライセンスして収益を放送局や権利者に還元している。非営利機関ながら、YouTube の登録者とフェイスブックのフォロワーは共に世界で約 400 万人に達しており、そこでは先人たちの生きた証である番組たちを散逸・忘却させるのではなく、未来と同時代に伝え、更にはビジネス資源として活用している。映像資産にアクセスできるから、それが次の創造やビジネスの種になり得る可能性がある。その全てを日本にあてはめるべきではないが、少なくとも日本の放送番組アーカイブは、ひいき目に見ても遅れており、まして業界横断的な対応は不十分である。現場は努力を続けているが、ヒト(人員)・カネ(予算)・権利(権利処理)というべき壁に阻まれている。総務省としても、現場や政府の様々な部署と連携しつつ、より関心をもって活動を支援していくことが必要であるように思う。

#### 【長谷川構成員】

インターネット配信について、権利処理及び契約の在り方、一覧性等の見やすい見せ方の在り方について、放送事業者の目線になっているが、放送事業者側がユーザー視点で考えてみるということを報告書では事業者への示唆として言及した方がよいのではないかと。本ワーキンググループ立ち上げ当初に事務局とも議論したことがあるが、放送事業者の観点から見た制作流通だけではなく、ユーザーの観点で見たコンテンツを取り巻く生態系である、動画、チャンネル、コミュニケーション等による情報の得方、見方の実態を描き、その上で放送事業者のアプローチを検討するユーザーエクスペリエンスデザインのアプローチも新しい視点を生み出すのではないかと。エコシステムの可視化には継続的な取組が必要かもしれないが、視聴者の視点、一般市民の視点がコンテンツに対してどのような態度を取っているかを放送事業者側が持つておくことが重要な論点ではないかと。具体の実装の在り方というよりは、放送事業者が俯瞰して見られる可能性について示唆を与えられるのではないかと考えている。

#### 【山本主査】

憲法学の視点から見ても、ユーザーの知る権利、知る自由の実現は放送の重要な目的であると理解しており、ユーザー側の観点の反映は重要であろう。どのように取りまとめ骨子に反映するかは事務局と検討したい。ユーザー目線の分析や、環境整備に向けた実証を組む時には、ユーザー側の操作性やコントラビリティを実証してフィードバックしていくことも重要なので、事務局には私からもお願いしたい。

#### 【林構成員】

1点目、①ローカル局によるインターネット配信促進に関してどのような方策が考え

得るかに関して、マネタイズの観点が重要。TVer は地方コンテンツを全国に配信できるプラス面があり重要だが、Locipo のように TVer に載せるだけでなく、TVer の中に入るにしても地域単位で情報発信するアプローチを模索したり、テレビデバイスも含めて様々な露出確保を模索していたり、ローカル局も試行錯誤している状況。ぜひこうした意欲的な取組を総務省も後押ししてほしい。

2点目、②放送コンテンツの流通促進に向けて配信プラットフォームの在り方をどう考えるかに関して、長谷川構成員のご発言のユーザー視点やプロミネンスにも関連するが、欧州メディア自由法でコネクテッドテレビにおけるメディアサービスをカスタマイズする権利を導入し、ユーザーがデフォルト設定を変更し、自分の好みの仕様にするができることをエンドユーザーの基本的権利として設けている。ユーザーの権利という法益に引き寄せ、プロミネンスを含めて何らかの方向性を正当化出来るのではない。ただし、一足飛びに法的な規律を設けるのではなく、放送事業者、メーカー、業界団体等の民間事業者の自主的な取組で、例えば受信機上でリモコンや表示の在り方を検討することを後押しすることが重要だと考えている。

#### 【西田構成員】

1点目に、①ローカル局によるインターネット配信促進に関してどのような方策が考え得るかに関して、そもそもローカル局のインターネット配信におけるボトルネックが権利処理やプロミネンスにあるのかについて大変疑問。技術やサービスの水準向上と普及、コスト低減により、現状、ローカル局であってもインターネットと関連する番組制作、配信を行おうと思えば相当に実行、試行錯誤できる環境は整っているはずで、実際にそのような局も見られることから、多くの局が自らの判断によって十分な取組には至っていないという実態がある際に、ボトルネックが権利処理や対等な契約交渉ができていないという点にあるというのは違うのではないか。キー局等含めて TVer にすらすべての番組を提供しているわけではなく、自主的な経営判断というほかないし、従来からの取引関係や系列関係の中で、各ローカル局がそれぞれの判断で取り組んでいないのだとしたら、総務省が中心になって介入していくことができるのはここしかないと思うのか、メインのボトルネックが本当にここなのかというのはもう少し議論や検討が必要ではないか。

2点目に、②放送コンテンツの流通促進に向けて配信プラットフォームの在り方をどう考えるかに関して、スマートテレビにおけるプロミネンスに関して、他国において制度導入が始まっていることは理解しつつも、適切に機能しているかの実証研究はほとんどないと認識である。またそもそも公共放送の位置づけやチャンネル数に占める公共放送の比率が民放中心の日本と相当異なると考える。そのなかで日本版プロミネンスの具体的なイメージがなかなか見えてこない。プロミネンス自体が適切にワークするのはアイディアベースであり、民間事業者からも要望を聞く機会は少なく、未だ相当に萌芽的なアイディアの段階ではないか。事務局の説明では実証の中に調査

研究が含まれているとあったが、さっそく事業者に何かやってもらうから実証と言っているようにも聞こえる。補助事業なのか、リモコン上なのか、デフォルト画面上でのプロモンスを試行錯誤していただくのかはわからないが、一足飛びに具体化しすぎているのではないかという印象を持っている。日本ではスマートテレビを含めたテレビの利用の中で、電源を入れてメニュー画面を使うわけではなく、地上波のチャンネルを押す、あるいは YouTube のチャンネルを押す、といった使われ方になっている。そのような中でスマートテレビ上のプロモンスがあり得るのか、機能するのかは相当に不透明だ。調査研究の次元を飛び越えて、事業者に一定の負担を求めて具体化していくことを想定しているのであれば、懸念を申し上げたい。

#### 【山本主査】

プロモンスの検証が機能するかは非常に重要な点だと理解しており、効果がどれほど見込めるかは見極めなくてははいけないと考えられる。

#### 【内山主査代理】

21 ページの第7回の自分の発言について補足したい。TVer はアプリダウンロードが 6,300 万ダウンロードに到達しているにも関わらず、認知率が十分ではなかった。他にも NHK プラス、Locipo、ABEMA も同様のことが言えるが、日本の配信プラットフォーム及びサービスはブランディングがまだまだ必要である。世界的に動画視聴はスマートフォンからコネクテッドテレビにシフトしていく中、コネクテッドテレビで対応できるように進めていくべきであろう。民間事業者の経営戦略的には TVer に集約させていくことも正しいと考えられるが、一方で、政府の政策としては最終的には競争促進も含めて考えるべきである。競争の緊張感がある状態をいかに維持するかが重要であるが、それをサービスのブランディングのレベルで行うだけではなく、サービス内容及びコンテンツのレベルで緊張感がある方がより上策であろう。認知という面ではコネクテッドテレビ上で一覧性を出し、ユーザーが選択しやすい環境を整えた上で、その先のサービス及びコンテンツで競争を行うべきであろう。

#### 【事務局】

林構成員からご指摘いただいたローカル局への支援について、Locipo 含めた様々な選択肢を設けるべきとのご提案をいただいた。次に欧州メディア自由法についても触れていただいたが、一足飛びに法規制ではなく民間事業者の自主的な取組の後押しについて進めていきつつ、制度面についても調査を進めていきたい。

落合構成員からは NHK 民法を含めた様々なプラットフォームとの協力の必要性、それぞれ利用者にとって利用しやすくするというご指摘をいただいたため、今後の実証でも活かしていきたい。

長谷川構成員からはユーザーの視点を踏まえて検討を行うべきというご発言があ

り、取りまとめへの反映の仕方や、今後の研究での観点の取り入れ方は検討させていただきたい。

西田構成員のご指摘について、インターネット配信の課題が様々ある中で、海外やインターネット配信に意欲のある事業者のボトルネックは権利処理や契約、体制の在り方等が想定されるが、それらの課題のみの解決に限らず、まず取り組んでいける部分についての検討を進めていきたいという趣旨でお示しさせていただいた。コネクテッドテレビ上のプロミネンスについて効果があるのかというご指摘については実証の中で検証し、課題を洗い出していくことが重要。ご指摘を踏まえて実証を行っていききたい。

#### 【西田構成員】

今後想定している実証とは、調査研究よりも広い概念を含んでいて、事業者の何かしらの取組を含めているのか。調査研究ではなく実証に重きを置かれているのも懸念している。事業者の要望を聞くことも調査研究となり得るであろうが、課題や個別の対応策を明確にし切れていない中で、実証に踏み込む理由をご説明いただきたい。

取りまとめ骨子全体に係る話だが、放送コンテンツの制作流通はそもそも民間事業者の経営戦略に関わらざるを得ないものだとは認識しているので、事業者自らの要望が重要なのではないかと。意欲があるのかどうか、どんな課題があるのか、大谷構成員も言っていたが、データがはっきりしない中でこちらからリクエストを出しているような印象も持った。事業者の要望を踏まえて行うべきではないか。

#### 【事務局】

西田構成員からご指摘いただいた通り、課題の抽出等のために調査は行いつつ、コネクテッドテレビの中で放送コンテンツがインターネット配信されていることの一覧性の在り方等を検証するために、実際にユーザーが操作を試みることを含めた検証をし、ユーザーの意向を含めて効果を明らかにしたいと考えている。事業者の課題やユーザーの実態を明らかにするためのコネクテッドテレビの画面上の実証を想定している。

#### 【西田構成員】

調査と実証の違いはなにか。

#### 【事務局】

全体としては調査研究である。具体的にユーザーから見てコネクテッドテレビ上で放送コンテンツが見えやすいような一覧性の在り方、操作などを検証してユーザーの意向を含めて効果を見ていく。ご指摘の事業者の課題やユーザーがどのように行動しているのかの調査も含めて行っていききたい。

### 【大谷構成員】

実証という名前かどうかに関わらず、ある段階ではプロミネンスを含めて、インターネット配信で地域の情報等が届きづらい、見えづらいというローカル局の課題認識を踏まえ、どういったソリューションがあるのかを試してみることは必要だと考えている。その場合、実証方法は明確になっていないのでイメージしづらいのかもしれないが仮説として一覧性のある入り口を作成し、コンテンツを埋もれなくする方法等を検討し、実証で検証することも必要だと考えられる。加えて、視聴者の選択が狭まることのないのか、つまり、恣意的なプロミネンスによって視聴者がコンテンツを見させられてしまう状態になっていないかを検証するステップも必要。他にも共同のプラットフォームと単立のプラットフォームの集まりとの比較検討や、どういう案内をすれば視聴者が安心して画面にアクセスするのかなど様々なことが確認できるのではないかと。仮説を立てた上で、検証しやすい実証の仕組みを作り、民間事業者の協力が得られれば、課題の抽出を含め次へのステップになるであろう。ただし、その場合も出てきた課題に向き合うことが必要で、制限された実証環境で一定の成果が出たからと言って次に進むのではなく、提示された課題を拾い出すつもりで実証に取り組むことが必要ではないか。

### 【山本主査】

プロミネントの話は世界的にも手探りな話。なぜプロミネントしないといけないのか、何を対象とすべきなのかといったかなり大きな課題も控えていて、落合構成員からは活字、新聞はどうなのかというご指摘もあったところ。フィージビリティみたいなどころでまず放送コンテンツを基軸に検証していくということだろう。ユーザーがどういった選択をするのかとかしっかり調査分析をしていくということだろう。大谷構成員からご指摘があったとおり、そこで終わりではなく、課題を洗い出して実証、調査していくということだろう。ただ難しいのは、何を以て効果があるというのかということ。ユーザーのプリファレンスを満たした、例えばPVがたくさんとれたので効果があった、プロミネントしたものがよく見られたから効果があったと単純に考えてよいのか。そうしてしまうとYouTubeなどの動画プラットフォームと似通ってしまう部分があるかもしれない。ユーザーのプリファレンスに加えて、自己実現や民主主義の発展などをどういう風に尺度として取り込めるのかも大きな課題。どういう風にプロミネントするとどういう風にユーザーが選択していくのかを分析する、並行して効果の定義も考えていく必要。

### 【林構成員】

大谷構成員、山本主査とかぶるが、実証ないし調査は是非進めていただきたい。

その際、事業者の経済的観点からのマネタイズニーズなどの事業者側の視点だけの  
実証ないし調査だけでなく、ユーザーのユーザビリティの観点も含め、調査をお願い  
したい。そもそもイギリスではやみくもにプロミネンス措置がとられたのではなく、社  
会の健全性や民主主義への影響など多方面での調査分析を踏まえて措置がとられ  
たので、イギリスの調査結果を参照していただく形で我が国の調査も進めていただ  
きたい。

(4) 閉会

事務局より伝達事項の連絡。

以上